**自動車運転評価モデル事業の流れ**

資料1-2-2

**【大阪府障がい者自立相談支援センター】**

ステップ１

面談と事業参加の申込み

事業概要の理解と同意書への本人・家族などの「署名」が必要です。

**【大阪府立急性期・総合医療センター】**

ステップ２

リハビリテーション科

外来受診

医師による「神経心理学的検査」の要否の判断を行います。

**【大阪府立急性期・総合医療センター】**

神経心理学的検査の実施

（１回約2時間30分を２日間）

全て実施出来れば、適性検査及び実車評価へと進みます。

ステップ３

神経心理学的検査の実施

評価受講料事前入金（一週間前まで）が必要です。

評価２日前に大阪府障がい者自立相談支援センターへ確認連絡して下さい。（月曜日が休日の場合は火曜日の午前中）

**【阪和鳳自動車学校】**

適性検査及び実車評価の後に、担当教官より運転再開「適当」か「不適当」の判断が行われます。また運転再開「不適当」の場合でも、「習熟運転」の案内がある場合もあります。「不適当」と判断された場合は大阪府障がい者自立相談支援センターへご連絡ください。

ステップ４

適性検査及び実車評価の実施（阪和鳳自動車学校）

**【大阪府立急性期・総合医療センター】**

ステップ５

リハビリテーション科

外来受診

（医師診断書の作成）

）

門真または光明池運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー（要予約）にて所定の「医師診断書」を入手し、リハビリテーション科外来の受診の際に提出ください。

**【運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー】**

医師診断書の提出と

臨時適性検査の実施

運転免許試験場適性試験係適性相談コーナーに「医師診断書」を持参し、相談してください。